平成２５年（フ）第１１８５号
広島県廿日市市宮島口西３丁目５番１号101
債務者　満元　利治
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣田　茂哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４号
広島市南区東雲３丁目１番23―1203号
債務者　長尾　　哲
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
高知市介良乙547番地５　アルカディア２―202
債務者　片川　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮上　佳恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２４号
愛知県一宮市大毛字小山69番地３
債務者　武田博こと　袭　　炳学
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０１号
北海道北斗市茂辺地３丁目１番６号
債務者　和田　達実
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０９号
北海道亀田郡七飯町字上藤城167番地の20
債務者　輪島　常雄
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
愛知県知立市牛田町西屋敷５番地６
債務者　峯村　　香
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
愛知県安城市住吉町２丁目３番４号　中部マンション１―202
債務者　佐藤　翔子（旧姓藤崎）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
愛知県岡崎市鴨田町字山畔１番地２　市営荒井山荘３―201
債務者　大小田　覚
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
大阪府寝屋川市中木田町36―11　美光ハイム―303
債務者　松尾　　憲
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４２号
大阪府池田市鉢塚１丁目８番29―303号
債務者　室留　智子（旧姓萩田）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８０５号
大阪市旭区今市１丁目16番２号　ウェルスアベニュー101号
債務者　田中由貴恵
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１２号
大阪市北区国分寺１丁目２番32―413号
債務者　末吉　基志
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８４号
大阪府摂津市正雀本町１丁目40番２号　岡優マンション301号
債務者　山口　博之
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１３号
大阪市北区中津５―９―２　エルミタージュ梅田北103号室、住民票上の住所大阪市旭区中宮３丁目６番３号
債務者　佐藤　利憲
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１４号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目６番２―203号
債務者　平山賢一こと　申　　賢一
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９４号
大阪府枚方市牧野阪１丁目23番19号
債務者　中山　　庸
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９９号
大阪府門真市末広町27番８―404号
債務者　松原　岳典
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部